

## 平成25年第1回幸田町議会定例会会議録（第1号）

### 議事日程

平成25年3月1日（金曜日）午前9時12分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 町長の施政方針
- 日程第5 第12号議案 平成24年度幸田町一般会計補正予算（第5号）  
第13号議案 平成24年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
第14号議案 平成24年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
第15号議案 平成24年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
第16号議案 平成24年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）  
第17号議案 平成24年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
第18号議案 平成24年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 第1号議案 幸田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について  
第2号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について  
第3号議案 幸田町総合計画策定条例の制定について  
第4号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について  
第5号議案 幸田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
第6号議案 幸田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について  
第7号議案 幸田町民プールの設置及び管理に関する条例等の一部改正について  
第8号議案 幸田町葬儀用祭壇使用条例の廃止について  
第9号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について  
第10号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正について  
第11号議案 町道路線の認定及び廃止について  
第19号議案 平成25年度幸田町一般会計予算  
第20号議案 平成25年度幸田町土地取得特別会計予算  
第21号議案 平成25年度幸田町国民健康保険特別会計予算  
第22号議案 平成25年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算  
第23号議案 平成25年度幸田町介護保険特別会計予算  
第24号議案 平成25年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算  
第25号議案 平成25年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算

第26号議案 平成25年度幸田町下水道事業特別会計予算

第27号議案 平成25年度幸田町水道事業会計予算

---

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

出席議員（16名）

1番	中根秋男君	2番	杉浦あきら君	3番	志賀恒男君
4番	鈴木雅史君	5番	中根久治君	6番	都築一三君
7番	浅井武光君	8番	酒向弘康君	9番	水野千代子君
10番	夏目一成君	11番	笹野康男君	12番	内田等君
13番	丸山千代子君	14番	伊藤宗次君	15番	大獄弘君
16番	池田久男君				

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
総務部長	杉浦護君	健康福祉部長	伊藤光幸君
参事	長谷寿美夫君	環境経済部長	鳥居元治君
建設部長	鈴木富雄君	会計管理者	中山豊君
総務部次長兼 総務課長	大竹広行君	建設部次長兼 都市建設課長	近藤学君
教育長	内田浩君	教育部長	春日井輝彦君
消防長	近藤弘君	消防次長兼 庶務課長	山本正義君

---

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 鈴木久夫君

---

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

ここで、御報告いたします。成瀬副町長は、本日、幸田高校の卒業式に出席するため本会議を欠席されますので、御報告をし、御了承願います。

それでは、開会に先立ち、表彰状の伝達1件を行います。

去る2月6日、全国町村議会議長会第64回定期総会において、第27回町村議会広報全国コンクールの表彰が行われ、本議会が平成24年4月26日に発行したこうた議会だより144号が奨励賞を受賞いたしました。

今回の受賞は、昨年の優良賞に引き続いての4年連続の受賞となりました。平成12年度以降、今回で8回目となる快挙で、幸田町議会としてまことに名誉なことであります。

それでは、ただいまから、その伝達を行います。

なお、伝達は議会広報特別委員会委員長に行いますので、よろしく願いいたします。

15番 大嶽 弘議員、発言台前へお願いいたします。

〔15番 大嶽 弘君 発言台へ〕

○議長（池田久男君） 表彰状

奨励賞

愛知県幸田町議会殿

貴議会広報紙は、第27回町村議会広報全国コンクールにおいて頭書の成績をおさめられました。

よって、ここにこれを表彰します。

平成25年2月6日

全国町村議会議長会会長 高橋 正

代読。おめでとうございます。（拍手）

○議長（池田久男君） 第27回町村議会広報紙全国コンクールにおいて、4年連続して栄えある賞をいただくことができ、議会を代表いたしまして心からお喜び申し上げます。

数多くの町村議会の中から奨励賞を受賞することができ、幸田町議会として、まことに栄誉で喜ばしい限りであります。これも広報委員の皆様方が日ごろから御努力・御尽力をいただいたたまものであり、心から感謝申し上げる次第であります。

本議会といたしましては、町の広報紙とは一線を画し、議会としての機能をよりわかりやすく住民に伝えていく責務がございますので、今後とも議員各位の御協力と議会広報特別委員の一層の御活躍をお願い申し上げます。

ここで、議会広報特別委員会委員長より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

15番 大嶽 弘君。

〔15番 大嶽 弘君 登壇〕

○15番（大嶽 弘君） 議長のお許しを得ましたので、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

議会広報全国コンクールの受賞がことしで4年連続となりました。編集委員一同、大変うれしく名誉なことと感じております。このような成果が出ましたのは、今までの先輩が築いてこられた技術や伝統、蓄積、それから、議員皆様からの御教示や励ましのたまものと考えております。

また、特集記事の編集に当たりましては、御支援・御協力をいただいている学校関係の皆さん、それから、一般町民の皆さんに、この場をおかりして厚くお礼を申し上げます。

今後ともさらなる御教示・御鞭撻をお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございました。（拍手）

〔15番 大嶽 弘君 降壇〕

○議長（池田久男君） 以上で、表彰伝達を終わります。

改めまして、皆さん、おはようございます。

議員各位には公私とも御多忙の中、御出席賜り、厚くお礼申し上げます。

平成25年第1回幸田町議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会は、平成25年度当初予算を初めとする27件の議案審議であり、極めて重要な議会であります。町民の福祉向上のために議論を深め、町民の思い、民意が反映されるよう十分な御審議を願うものであります。議員各位には健康に十分御留意され、御自愛の上、議会運営に格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

ここで、お諮りをいたします。

本日、三河湾ネットワーク株式会社より、議場内のカメラ撮影の申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(池田久男君) 御異議なしと認めます。

よって、三河湾ネットワーク株式会社による議場内のカメラ撮影は、許可することに決定いたしました。

定例会の招集に当たり、町長のあいさつを行います。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長(大須賀一誠君) 皆さん、おはようございます。

大変寒さが厳しい日が続いておりましたけれども、いよいよ3月となりまして、陽がやわらかい陽になったというふうに思っております。

ただいまは幸田町議会広報全国コンクールにおいて、全国町村議会議長会から、昨年度の優良賞に引き続き栄誉ある奨励賞を受賞され、連続4回、8回目の受賞とのこと、心からその功績に対しましてお喜びを申し上げたいと存じます。これからも町民の方々に議会の情勢をお知らせいただき、一層の御活躍を御祈念申し上げます。おめでとうございます。

さて、本日ここに平成25年第1回幸田町議会定例会のお願いをいたしましたところ、議員の皆様には御多用の中、しかも早朝より御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

平素は、議員各位におかれましては町政発展と住民福祉の増進・向上のために御尽力賜っており、また、行政運営各般にわたり、何かと温かい御支援をいただいていることに対し、改めて心からお礼を申し上げます。

さて、今議会に提案させていただきます議案は、平成25年度当初予算を初め、全部で27件の議案をお願いするものでございますが、当初予算は、申すまでもなく、1年の行財政を進める計画書でもございます。一般会計を初め9件でございますが、後ほど時間をいただき、施政方針と予算の大要を述べ、町政運営につきましての考え方を示してまいりたいと思っております。よろしくお祈りを申し上げます。

なお、単行議案といたしましては10件でございますが、また、即決でお願いをいたしております平成24年度の補正予算関係につきましても、一般会計を初め7件で、その大

部分は予算執行を十分精査をした上での年度末整理が中心となっております。この件につきましても後ほど説明を申し上げたいと存じます。

また、一般質問につきましては、10名の方から御通告いただいておりますが、いずれも今後の町政運営上、大変重要なものばかりでございますので、誠意をもってお答えをしてみたいと存じます。

今議会に提案をさせていただいております議案につきましては、慎重かつ円滑に御審議の上、全議案とも可決承認賜りますようお願いを申し上げます。

なお、ここで1点、御報告をさせていただきます。

さきに広報等でも案内のとおり、3月9日の土曜日、活断層を知る見学会及び講演会を町民会館で開催いたします。11月に開催しました幸田町防災シンポジウムに引き続き、町民の皆さんに、近い将来起こるとされる東海・東南海・南海地震に備え、改めて活断層を正しく知っていただくために、深溝断層の見学会、名古屋大学大学院の環境学研究科の研究員 杉戸信彦氏による講演会を実施するものでございます。

当日は、さきの防災シンポジウムで中止となりました愛知県警音楽隊によるふれ愛コンサートがともに実施されます。議員の皆様方におかれましても、ぜひ御出席をいただきますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（池田久男君） ここで、総務部長からの発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 杉浦 護君 登壇〕

○総務部長（杉浦 護君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成25年度予算の大要と施政方針につきまして、資料のほうをお手元に配付させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

〔総務部長 杉浦 護君 降壇〕

○議長（池田久男君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、平成25年第1回幸田町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

開会 午前9時12分

○議長（池田久男君） 地方自治法第121条の規定により議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前9時12分

○議長（池田久男君） 議事日程は、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

---

日程第1

○議長（池田久男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を13番 丸山千代子君、14番 伊藤宗次君の両名を指名いたします。

---

日程第2

○議長（池田久男君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月25日までの25日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月25日までの25日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の定例会会期日程表のとおりです。御了承願います。

---

日程第3

○議長（池田久男君） 日程第3、諸報告を行います。

まず、例月出納検査3件、10月分・11月分・12月分及び定期監査4件、これはお手元に配付のとおりです。御了承願います。

次に、平成24年度幸田町教育委員会施策に対する評価につきましては、お手元に配付のとおりです。御了承願います。

以上をもって、諸報告は終わります。

---

日程第4

○議長（池田久男君） 日程第4、町長の施政方針を行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、平成25年度予算の大要と施政方針につきまして述べさせていただきます。

「安全を最優先に、幸せを実感できる町の実現、～健全性を重視し、持続可能な住みよいまちを目指して～」と題しまして、本日、平成25年第1回幸田町議会定例会の開催に当たり、新年度予算並びに諸議案の御審議をお願いするに際しまして、ここに町政運営に臨む所信を明らかにし、町民の皆様を初め、議員各位の御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

さて、我が国の経済は、欧州の債務危機、領土問題に端を発し、近隣諸国との摩擦などの影響もあり、景気の低迷は長期化が予想され、先行き不透明な状況にあります。本町におきましても、町民税、固定資産税など、わずかに回復の兆しも見られますが、企業の投資意欲はいまだ低調で、依然として大幅な減収状態が継続しており、予算編成に当たりましては、慎重な対応で臨んでまいりました。

このような厳しい状況であります。基本構想に掲げた「人と自然を大切に作る緑住文化都市」の実現に向けて、第5次幸田町総合計画の検証を行いつつ、再構築する組織体制の力を最大限発揮し、住民福祉のさらなる向上を目指し、5月の連休明けには役場庁舎の玄関口であります1階フロアを改修し、窓口サービスの向上を目指してまいります。また、坂崎小学校大規模改造や老朽化した高規格救急車の更新などの新規事業に取り組みながら、将来にわたって持続可能な財政運営を堅持するとともに、多様な行政課題に的確に対応し、計画的な社会基盤の整備や住民サービスの向上を図ってまいります。

新年度予算は、このような認識のもと「安全を最優先に、幸せを実感できる町の実現のための予算」と位置づけ、予算編成に当たっては、「健全性を重視し、持続可能な住みよいまち」を目指し、本町の将来展望に立ち、可能な限り尽くし、その負託にこたえるべく配慮いたしました。

ここで、新年度の予算の概要につきまして触れさせていただきます。

平成25年度の当初予算案の概要でございます。

予算の規模につきましては、平成25年度当初予算の規模は、一般会計と七つの特別会計並びに企業会計合わせて192億8,647万円となり、前年度に対しまして10億9,178万円、5.4%減となっております。

一般会計につきましては、総額122億2,000万円、前年対比7.5%減といたしました。その詳細につきましては、後ほど述べさせていただきます。

特別会計であります。土地取得特別会計につきましては、総額4,481万円、15.1%の減といたしました。幸田駅前保有土地売り払いによる一般会計への繰出金が歳出の主なものでございます。

国民健康保険特別会計につきましては、ほぼ前年度並みと見込み、総額30億3,113万円、0.9%の増といたしました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、システム機器の更新が完了したことによる減のため、総額2億6,813万円、3.9%の減といたしております。

介護保険特別会計につきましては、要介護者に係る介護サービス給付費の増を見込み、総額13億9,702万円、3.4%の増といたしました。

幸田駅前土地区画整理事業特別会計につきましては、事業の計画的推進をしておりますが、大型物件の移転補償を国の緊急経済対策を受け24年度の補正対応としたことによる減により、総額1億8,715万円、64.5%減といたしました。

農業集落排水事業特別会計につきましては、全13地区の各施設の維持管理に要する経費が主なもので、総額3億8,250万円、3.3%増といたしました。

下水道事業特別会計につきましては、施設の維持管理及び汚水処理に要する費用並びに町債の償還が主なもので、3地区の土地区画整理地内の整備の開始により、総額7億91万円、14.1%増といたしました。

最後に、水道事業会計につきましては、収益的支出にあつては6億7,950万円、1%増、また、資本的支出にあつては、永野ポンプ場更新工事やライフライン機能強化工事などにより3億7,531万円、25.8%増といたしました。

2番目に、一般会計の歳入でございます。

一般会計の歳入であります。町税の総額につきましては、前年度比6.6%増の74億8,730万円といたしました。

その内訳といたしましては、個人町民税につきましては、所得の増により対前年度1億5,100万円の増、7.1%増とし、また、法人町民税につきましては、引き続き業績が低迷しておりますが、若干の増を見込み1億5,000万円の増、33.3%増と見込み、町民税全体では3億1,000万円の増、11.7%の増といたしました。

固定資産税につきましては、土地分は税制改正により3,400万円の増、2.7%の増とし、家屋分は土地区画整理地内の新築住宅増により3,800万円の増、3.2%の増とし、償却資産分につきましては若干の伸びを見込みましたが、依然厳しい状況であり、2,100万円の増、1.5%の増と見込み、固定資産税全体では9,300万円の増、2.4%の増といたしました。

軽自動車税につきましては、経済性が重視され、引き続き販売好調を見込み7,340万円とし、たばこ税につきましては、県と町の案分割合の改正などに伴い6,150万円の増と見込み、3億円といたしました。

入湯税につきましては、前年度とほぼ同額の380万円とし、都市計画税につきましては、固定資産税と同様の理由により400万円の増、1.4%の増の2億8,100万円といたしました。

地方譲与税につきましては、自動車重量譲与税交付金の減を見込み、総額で1億3,000万円とし、地方特例交付金につきましては、前年度比28.3%減の総額3,300万円とするなど、各種交付金につきましては、いずれも実績を考慮いたしました。

地方交付税につきましては、引き続き不交付団体と見込み、特別交付税は科目維持といたしました。

分担金・負担金につきましては、ほぼ前年度並みと見込み、総額1億8,398万円、1%減とし、また、公営住宅や公共駐車場などに係る使用料・手数料につきましては、相見駐車場使用料の精査などにより1,225万円の減、4.8%の減の2億4,554万円としました。

国庫支出金につきましては、国の補正予算におきまして創出された地域の元気臨時交付金や児童手当負担金などにより、ほぼ前年度並みの総額10億2,398万円とし、県支出金につきましては、子宮頸がん等のワクチン接種事業補助金や妊婦健診補助金の普通交付税化などにより、ほぼ前年度並みの5億9,180万円といたしました。

財産収入につきましては、町有地の売り払いや基金利子が主なもので、総額6,618万円、79.1%の増といたしました。

寄附金につきましては、科目維持といたしました。

繰入金につきましては、それぞれの行政需要に対応するため、主に基金財源で補てんすることとしていますが、坂崎小学校の大規模改造事業等のため、教育施設整備基金から4,000万円及び財政調整基金を11億3,837万円繰り入れし、その他特別会計からの繰入金2,206万円を合わせ、総額12億43万円、43.3%の減といたしました。

繰越金につきましては、前年度同様3億円といたしました。

諸収入につきましては、小中学校の給食費が主な収入で、総額4億2,928万円、0.9%



の増といたしました。

町債につきましては、本年度は借り入れしないこととし、財政の健全性の確保に努めてまいります。

次、3番目の一般会計の歳出でございます。

義務的経費（人件費、扶助費、公債費）につきましては、障害者福祉や児童手当など扶助費の増により1億9,383万円の増、3.2%の増、総額61億6,249万円であります。

投資的経費（普通建設事業費、災害復旧費）につきましては、相見駅及び自由通路建設事業や相見駅周辺開発整備などが終了したことにより11億2,898万円の大幅な減、59.8%の減の総額7億5,828万円であります。

普通建設事業の主なものいたしましては、坂崎小学校の大規模改造事業、総合窓口設置事業、高規格救急車の整備事業、道路新設改良事業（野場横落線、岩堀郷中1号線等）であります。

その他の物件費、維持補修費、補助費などの経費の合計は5,485万円の減、1%の減の総額52億6,923万円であります。

主なものいたしましては、予防接種を各種健診などの物件費や、老朽化した施設の補修に係る維持補修費と、その他各特別会計への繰出金、町民会館などの指定管理委託料等でございます。

以上、平成25年度の一般会計予算の概要でございます。

続きまして、施政方針として述べさせていただきます。

改めまして、私の施政方針を申し述べ、町民の皆さん並びに議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げます。

さて、東日本大震災の教訓を生かし、近い将来起こり得る南海トラフ巨大地震に備え、昨年度は4市町と災害時における相互応援協定を結ぶなど災害対策を強化してまいりました。

一方で、我が国の少子高齢化は、世界がこれまでに経験したことの無いほどの早さで進行しており、社会保障制度改革が喫緊の課題となっている中、先行き不透明な世界経済情勢の影響により回復も期待できず、財源の確保が難しくなっております。

このような状況であります。当面、施設等の建設に重点を置く行政ではなく、身近な事業を重視し、町民の安全を最優先に、幸せを実感できるまちづくりの実現に重点を置き、また、まちづくりの基本指針であります第5次総合計画に掲げる6本の柱を中心に、安全・安心なまちづくりを初め、生活基盤の整備、福祉教育の充実に努め、「夢のある 心のかよう 活力あるまち」、「人と自然を大切にする緑住文化都市」の実現に向けて全力で取り組んでまいり所存でございます。

第1に、安全で快適な都市基盤・生活環境づくり。

町民の安全・安心に係る施策につきましては、人命、財産にかかわる最優先の課題であり、防災行政無線デジタル化に続き、消防緊急無線デジタル化整備に着手し、町民の安全・安心確保に努めてまいります。また、民間木造住宅の耐震改修補強を拡大し、耐震シェルターの設置工事費の補助にも新たにに取り組んでまいります。また、農業用ため池の耐震調査など、防災、減災対策に万全を期し、災害に強いまちづくりに向け、地域

における防災体制充実のため、自主防災会の可搬式小型動力ポンプの更新、消防団との連携強化を図り、自分の地域は自分で守るという共通認識のもと、幸田町一丸となって取り組む体制を整えてまいりたいと考えております。

交通防犯対策につきましては、幸田町地域安全ステーションを交通防犯の活動拠点とし、各地区の自主防災組織との協働を図り、学校、地域、行政が一体となり安全パトロールを初めとするネットワーク体制の強化に取り組んでまいります。犯罪の抑止と未然防止を図るため、JR3駅での防犯カメラ、LED防犯灯の設置などにより、無事故で犯罪のない安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

コミュニティバス（えこたんバス）につきましては、だれもが気楽に利用できるような要望を取り入れ、改善を図ることにより、利便性を高め、住民の足としての利用の向上を推進してまいります。

便利で快適な生活をする上で、道路、区画整理、上下水道などの生活基盤の整備充実、まちづくりの基本となるものであります。道路橋梁整備につきましては、町道の拡幅改良や生活に密着した集落内道路の整備を重点的に実施し、また、舗装路面の性状調査を新規に行い、傷みの激しい路線につきましては、順次修繕を行ってまいります。また、岩堀郷中1号線の交差点改良や道路の区画線補修、野場横落線などの幹線道路の計画的な整備に向け取り組んでまいります。

土地区画整理事業につきましては、幸田駅前地区は、事業計画に基づき建物移転等に取り組み、都市基盤の整備を推進してまいります。また、岩堀、六栗、里の3地区につきましては、整備に向けて推進してまいります。

衛生面で、安心して住みたくなるまちづくりには住環境の整備が重要で、上下水道の整備は欠かせないものであります。上水道につきましては、町民の生活及び社会経済活動に直結したライフラインとしての重要な役割を担っています。「安全な水道、つよい水道、低廉な水道」を将来像として、施設の耐震対策を重点施策とし、永野ポンプ場更新工事やライフライン機能強化事業などの水道施設整備を進めてまいります。

農業集落排水事業につきましては、安定した能力を発揮するよう適正な維持管理に取り組んでまいります。公共下水道につきましては、北部処理分区及び新規土地区画整理地内の整備促進に着手し、引き続き環境の保全と良好な住環境確保に取り組んでまいります。

消防救急体制につきましては、都市化及び高齢化の進展により救急救助業務に対する社会的要請はますます高くなっております。新年度は老朽化した高規格救急車の更新を行い、また、救急隊員の養成、消防施設の充実、救急技術の高度化、救急隊員の技術・資質の向上を図り、救助・救命率の向上に努めてまいります。

第2に、環境と調和するまちづくり。

CO<sub>2</sub>など温室効果ガスによる地球温暖化問題や不法投棄などによる生活環境等の悪化は、地球全体の課題であり、また、地域全体で取り組まなければならない課題となっております。

本町では、引き続き太陽光発電システムを初めとする新エネルギーシステムを町民の皆様が導入するための補助制度を継続してまいります。新年度から太陽熱利用システム

も新たに補助対象とし、充実を図ってまいります。また、資源循環型社会を構築するために一層の廃棄物減量、資源のリサイクルを推進し、良好な生活環境保全を図ってまいります。

ソフト面につきましては、自然観察会や環境学習講座などの環境活動を通じて、子供たちからお年寄りまで幅広く町民の皆様にも自然の大切さや町の環境問題などにつきまして、理解を深めていただく機会を設け、環境に対する意識の高揚を図ってまいります。

第3に、多様な産業が育つまちづくり。

近年の農業を取り巻く環境は、担い手の減少や高齢化が進み、経営は依然として厳しい情勢となっております。このような中で、地域農業の基本方針となる農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想により、農業者が将来に向けて効率的かつ安定的な経営に取り組むことができるよう、町、生産者、JAなどが一体となって振興を図ってまいります。また、特産物の販売促進につきましては、市場ニーズや消費者の購買動向を的確にとらえPRに努めるとともに、安全で安心な農産物の供給に努め、幸田ブランドの確立を図ってまいります。また、近年では特に地元の農産物・旬の物を地域で消費する地産地消の促進と特色ある農産物加工品の創出が注目されており、これまで以上に農業団体との連携を図り、より具体的な方策を検討してまいります。

また、道の駅「筆柿の里・幸田」においては、各種イベントを開催し、町内外から訪れる方々に新鮮な農産物などを供給し、リピーターの増加を引き続き目指してまいります。また、特に幸田町を代表する筆柿の販売につきましては、販売単価の低迷や後継者不足の問題が懸念されるところでありますが、報道による宣伝効果の活用や収穫の支援についての仕組みづくりを検討するなど産地ブランドの確保にも努めてまいります。また、農商工業活性化支援の補助、「農地・水保全管理」事業も継続して進めてまいります。

林業の振興につきましては、近年急増しております鳥獣害対策といたしまして、電気柵などの設置補助を継続してまいります。また、林道の維持補修を継続的に進め、安心して作業のできる環境づくりに努めてまいります。

商工観光につきましては、景気対策の一つといたしまして、小規模企業等振興資金原資の金融機関への預託や信用保証料の補助を継続して行ってまいります。幸田駅につきましては、駅前再開発と商業の活性化をあわせ、中心市街地活性化基本計画に基づき、商業の発展を図るべく、商業関連施設の整備推進を支援してまいります。観光につきましては、道の駅「筆柿の里・幸田」や「彦左まつり・しだれ桜まつり」など、イベント事業の宣伝などにより誘客に努めてまいります。

また、企業立地につきましては、昨年度新設いたしました企業立地課を中心に、企業立地マスタープランの策定や町民及び企業関係者を対象としてプレステージレクチャー-ものづくり日本講演会-に継続して取り組むなど、よりスピーディーな対応により企業立地を促進し、バランスのとれた産業構造の確立を目指してまいります。

第4に、健康・福祉のまちづくり。

健康福祉の推進につきましては、平成16年度から進めておりました「みんなで育む健康こうた21計画」の評価と新たな計画の策定を行い、子供、働き盛り、熟年期までの町民の健康づくりの推進に安心して子育てができるための支援など児童福祉充実に取り組

んでまいります。

予防対策につきましては、住民健診を初め、子宮頸がん等予防ワクチン接種や女性特有のがん検診などを継続し、新規に高齢者の肺炎球菌予防接種への助成を行ってまいります。

母子保健対策につきましては、妊婦健診、乳幼児健診などの健診や一般不妊治療に対する助成の継続、平成25年度より県から事務移管されます低体重児の支援も行うなど充実を図ってまいります。

児童福祉対策につきましては、近年、児童虐待を初めとした子育て保育の問題は深刻化しております。本町におきましても、相見地区における人口増による園児の受入対応として、わしだ保育園の増築・大規模改修を行い、また、菱池保育園での休日保育の継続、安心して出産ができるような妊産婦の14回の公費負担継続、私立幼稚園入園時の保護者の負担を軽減する補助金の継続を加え、全保育園で英語あそびモデル事業を導入し、子育て支援の充実を図ってまいります。また、国の子ども・子育て支援法に基づくニーズ調査を新たに実施し、新事業計画策定のための準備や、保育園の民営化につきましては調査を進めてまいります。

障害者福祉対策につきましては、障害があっても、その人の持つ能力や適正に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができ、安心して暮らしていくことのできる地域社会の実現が必要であります。新年度から障害者自立支援法が障害者総合支援法に変わることを受けて、さらなる各種障害福祉サービスの充実を図るとともに、本町における障害者の社会生活拠点であります地域活動支援センターの空調設備改修などを昨年度に続き実施し、施設利用環境の整備に取り組んでまいります。

高齢者福祉対策につきましては、高齢者が明るく安心して暮らせるよう、介護保険事業計画に基づき介護施設の充実及び介護予防事業などの充実に努める一方、介護保険の対象とならない高齢者等の在宅サービスや介護サービスされる人の支援のための在宅介護手当につきましても継続してまいります。また、平成26年度中に開設を予定している社会福祉法人による特別養護老人ホームの整備に本年度は着手いたします。

福祉医療につきましては、中学校卒業までの子供医療費の無料化の継続や、母子、父子、障害者の方々への各種医療給付の支援を行い、安心して医療が受けられるよう引き続き努めてまいります。

第5に、地域文化・人づくり。

学校教育につきましては、「生きる力」をはぐくみ、心身ともに健やかな児童生徒の育成を目指し、各学校が創意工夫に努め、特色ある教育、特色ある学校づくりを進めてまいります。きめ細やかで、一人ひとりの実態に合わせた基礎学習の充実を図るため、各小中学校に少人数指導嘱託教員を引き続き配置してまいります。また、支援を必要とする児童生徒に対応するため、「通級指導嘱託教員」、「日本語指導嘱託教員」、「特別支援介護員」、「母国語対応支援員」、「学級補助嘱託教員」を継続配置することで、きめ細やかな教育を展開してまいります。

学校の管理運営につきましては、新規に成績処理などの共通のシステムを活用するため「校務支援システム」の導入を図り、校務業務の効率化に取り組んでまいります。

給食センターの運営につきましては、地元農産物の活用促進、また、食材の安全性の確保を図るため、放射能測定器などの整備により、真心のこもったおいしい給食を提供できるよう努めてまいります。

学校施設の整備につきましては、坂崎・幸田小学校や幸田中学校の大規模改修、窓ガラスの耐震化として飛散防止フィルム張りによる地震対策を行うなど、学校施設環境整備を行ってまいります。

国際理解教育につきましては、中学生の海外派遣と海外派遣交流校の受け入れを実施し国際交流を深め、また、本年度も外国人英語講師を3人配属し、児童生徒の英語の習熟と異文化、習慣の理解を引き続き支援してまいります。

生涯学習の推進につきましては、社会情勢の変化を背景に生きがいや自己実現など、人間性豊かな生活を求める意識がますます高まっている中、町民の皆様が自発的意思に基づいて学習活動が展開できるように、各年齢層に対し、幼児教育からシルバースクールまでの幅広い各種生涯学習講座の開催、青少年健全育成、啓発パトロールの実施、ボーイスカウト等への活動補助などの事業を積極的に進めてまいります。また、深溝松平家御廟所の国史跡指定も大詰めを迎え、新年度には国指定の見通しとなりました。

「心豊かで笑いと楽しさあふれる町づくり運動」のライフサイクル事業も年を重ねるごとに充実してきており、「人と人の絆が深まる町」を推進し、夏まつり、凧揚げまつりのイベントを通じて、人間性豊かなまちづくりに努めてまいります。

生涯学習の拠点でありますハピネス・ヒル・幸田と中央公民館を中心として生涯学習に関する諸施策の推進を図ってまいります。

スポーツ振興につきましては、体育協会、スポーツ推進委員、地区スポーツリーダーとの連携を密にして、住民相互のふれあいを深める町民大運動会、新春駅伝・ファミリージョギング大会を継続して、地域で行われるスポーツの活動、コミュニティで行われるスポーツ活動を支援し心と体の健康の増進に努め、また、スポーツ指導者の発掘・育成に努力してまいります。

また、物づくりの街として、子供たちが楽しく学べるよう少年少女発明クラブへの補助も行い、将来の本町を担う子供たちの育成に力を注いでまいります。

第6に、健全な行財政による確かなまちづくり。

極めて厳しい財政状況の中、将来を見据え、健全財政を維持しながら、安定した行政サービスを維持できるよう、住民目線に立ち、バランスのとれた行政運営を目指してまいります。

普通建設事業につきましては、その指針となる第5次総合計画の達成に向け、限られた財源を踏まえ実施計画を見直し、各種事業の実施に当たっては、その必要性、緊急性などを考慮し、極力補助金などの財源を確保し、選択的・重点的に取り組んでまいります。

健全な財政運営の基本方針につきましては、将来に大きな負担とならないようプライマリーバランスを堅持し、特に新年度は地方債を借り入れしないこととしました。また、収入に対する借金返済の割合である実質公債費比率につきましては、平成23年度決算において県内でワースト5位に位置し、非常に高く、今後も公債費の減少を図り、財政の

健全化に努めてまいります。

とぼね運動場の借地解消や借地料の見直しを図るなど、積極的に将来の負担の軽減に努めてまいります。

人件費につきましては、職員の資質の向上とともに、さらに事務改善を図り、総額の抑制に努めてまいります。

新年度から中部電力以外からの電力調達を実施し、経費の削減を図り、今後も削減が見込まれる施設につきましては順次検討を行うなど改善に努めます。

また、情報公開の推進につきましては、行政情報の開示を積極的かつ適切に実施し、町民の理解を深め、開かれたわかりやすい行政を展開してまいります。

行政改革につきましては、第10次幸田町行政改革大綱に基づき、地方分権の時流を踏まえ、意識の改革とさらなる事務事業の集中と選択を図ってまいります。その一つの手法として、事業仕分けを3年度目の最終段階として実施し、事業の見える化と事務事業の改善に町民の皆さんと一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

広域行政につきましては、隣接地との連携及び広域行政の推進は極めて重要であり、事業効果を見きわめつつ、住民サービスの向上に向けた広域的連携に努めてまいります。

さらなる住民サービスの向上のために、5月の連休明けには役場庁舎の玄関口であります1階フロアを一新し、「もれなく、やさしい窓口」を基本コンセプトとした、お客様の顔の見えるワンストップサービスを実施してまいります。

以上、予算の大要と施政方針につきまして、私の所信の一端を述べさせていただきました。本町の行財政運営につきましては大変厳しい状況が続いておりますが、新たな制度への対応や急速な少子高齢化などにより義務的・経常的経費が増加するなど多様な行政需要や本格的な地方主権・分権に移行する中で、その諸施策の実現に当たりましては、健全性を重視し、持続可能な住みよい町を目指して、全職員一丸となって取り組んでまいり所存でありますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本定例会に御提案いたしますすべての議案が円滑に審議され、御可決承認賜りますようお願い申し上げます。平成25年度の予算の大要と施政方針といたしました。

よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（池田久男君） 町長の施政方針は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前9時51分

再開 午前10時01分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5

○議長（池田久男君） 日程第5、第12号議案から第18号議案までの7件を一括議題といたします。

理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、補正予算関係につきまして、説明をさせていただきます。

別冊となっております補正予算関係について、ごらんいただきたいと存じます。

初めに、第12号議案の平成24年度幸田町一般会計補正予算（第5号）につきまして、補正予算の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ4,332万5,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ133億3,476万1,000円とするものであります。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと思います。

第2条の繰越明許費につきましては、第2表のとおり、国の日本経済再生に向けた緊急経済対策を受け、今回の補正予算にて前倒しをお願いしましたわしだ保育園の増築・大規模改修事業や坂崎野場1号線の舗装改良事業、幸田小学校及び幸田中学校大規模改修事業など、五つの事業におきまして総額2億5,450万円を限度に繰越明許をお願いするものであります。

第3条、債務負担行為の補正につきましては、第3表のとおり、5月の連休明け、5月7日のオープンに向け工期を確保するため、庁舎1階の総合窓口設置工事に要する経費2,950万円の追加をお願いし、また、わしだ保育園の整備事業におきましては、12月の補正にて債務負担行為をお願いしましたものであります。わしだ保育園増築大規模改修工事に要する経費1億6,500万円につきましては、事業の前倒しにより、繰越明許に切りかえました。廃止することをお願いするものであります。

また、第4条、地方債の補正につきましては、第4表のとおり、防災行政無線デジタル化整備事業に係る起債の限度額を事業費の減少に伴いまして7,500万円に減額するものであります。

歳入につきまして、それでは、補正内容について説明をさせていただきます。

補正予算説明書の8ページをお願いいたします。

45款の分担金及び負担金につきましては休日保育利用負担金235万円を、50款使用料及び手数料につきましては公共駐車場使用料1,800万円を、それぞれ利用者が見込みを下回ったため減額するものであります。

55款国庫支出金と60款県支出金につきましては、国の緊急経済対策における補正予算におきまして創設されました地域の元気臨時交付金6,026万円の新規計上や過年度分子ども手当の負担金700万円の追加並びに社会資本整備総合交付金120万7,000円の減額など、歳出の事業費決算見込み等による予算の調整が主なものとなっております。それぞれの補正の総額としましては、国庫支出金につきましては国庫負担金、国庫補助金を合わせて6,863万6,000円を追加し、県支出金につきましては県負担金、県補助金を合わせて181万3,000円の減額をするものであります。

なお、地域の元気臨時交付金につきましては、わしだ保育園の増改築事業や幸田小学

校の職員室の拡張及び幸田中学校大規模改造などの事業に充当するものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

65款の財産収入につきましては、財政調整基金の預金利率が見込みを上回り、100万円の追加をし、土地売払金におきましては1,600万円の減額をするものであります。

75款の繰入金につきましては、前倒し事業の財源として教育施設整備基金500万円と福祉施設整備基金8,700万円の繰り入れの追加と、また、財政調整基金6,731万8,000円の繰入金の減額で全体を調整するものであります。

12ページをお願いいたします。

85款諸収入につきましては、子ども医療費700万円、後期高齢者福祉医療費200万円の戻入を追加し、後期高齢者医療療養給付費負担金の過年度精算金100万円と、蒲郡市幸田町衛生組合返還金は、金額の確定によりまして1,217万円を新規計上するものであります。

90款町債につきましては、4ページ、第4表の地方債補正のとおり、防災行政無線デジタル化整備事業費の減少により、起債の借入れを3,500万円減額し、起債の限度額を7,500万円に変更をお願いするものであります。

次に、歳出でございます。

補正予算説明書の14ページから23ページとなりますが、決算を見込んだ予算の整理となっております。

主なものにつきましては、順次、御説明をさせていただきます。

まず、各款にわたりまして人件費の補正をお願いしておりますが、内容といたしましては、人事異動に伴う減額分としての総額で3,010万円の減額といたしております。

詳細につきましては、24ページの給与費明細書をごらんいただきたいと思います。

次に、14ページに戻っていただきまして、15款の総務費につきましては、総務管理費におきまして、庁舎維持管理関連工事費の工事請負費の減額による600万円を減額し、戸籍住民基本台帳費におきましては、住民基本台帳システム改修費の一部を国民健康保険特別会計へ組み替えるため504万円を減額し、総額で576万円の追加をします。

次に、20款の民生費につきましては、主な内容は、社会福祉費におきまして障害者福祉事業の介護給付費1,500万円と福祉医療事業の福祉医療費1,390万円の扶助費の追加をし、国民健康保険特別会計繰出金380万4,000円及び後期高齢者医療特別会計事務費繰出金100万円を事業費決算見込み等により減額するものであります。

次に、16ページをお願いいたします。

児童福祉費におきましては、保育園管理一般事業で勤務日数及び雇用日数の人数の減少によります臨時職員賃金1,200万円を減額し、国の補正予算である緊急経済対策を受け、わしだ保育園の増築大規模改修工事費1億6,500万円の新規計上により、総額で1億6,429万6,000円の追加をします。

次に、25款衛生費につきましては、不燃ごみ処理量の減少などによる岡崎市へのごみ処理業務委託料1,800万円の減額と燃やすごみ収集運搬業務委託料900万円を事業費精査により減額するものであります。



次に、18ページをお願いいたします。

35款の農林水産業費につきましては、農地費におきまして、農業集落排水事業特別会計繰出金300万円を追加するものであります。

次に、45款の土木費につきましては、道路橋梁費におきまして、国の緊急経済対策を受け、町道のひび割れやわだち掘れの現状を把握し対応すべく、舗装路面性状調査委託料550万円と舗装改良工事費2,700万円を追加するものであります。

20ページをお願いいたします。

都市計画費におきましては、深溝里土地区画整理組合助成金1,070万円と農業集落道整備による岩堀区画整理補助金の還付金265万円を減額するものであります。

J R相見新駅周辺開発整備事業におきましては、事業費精査により2,720万円を減額いたしました。

また、幸田駅前土地区画整理事業特別会計への繰出金1,757万円を調整し、下水道事業特別会計への繰出金2,280万円を減額で調整し、土木費総額では3,083万円の減額をするものであります。

次に、50款の消防費につきましては、防災行政無線デジタル化整備工事費の減により7,400万円の減額をするものであります。

22ページを次をお願いいたします。

55款の教育費につきましては、小学校におきましては、豊坂小学校大規模改造工事費等2,320万円の減額と、国の緊急経済対策を受け、幸田小学校大規模改造工事費等1,000万円を新規計上し、中学校費におきましても同様に、幸田中学校大規模改造工事費等4,700万円を新規計上し、社会教育費におきましては、町民会館管理運営事業におきまして、楽器のオーバーホール費用としての修繕料349万円を減額し、文化財保護事業におきましては、文化財調査嘱託員報酬291万1,000円と、本光寺敷地境界測量調査委託料900万円を事業費の精査により減額し、教育費総額では1,709万9,000円の追加をするものであります。

70款諸支出金につきましては、歳入と連動し財政調整基金利子積立金100万円を追加するものであります。

以上が第12号議案 平成24年度幸田町一般会計補正予算（第5号）の歳入歳出の説明でございました。

次に、特別会計について説明をさせていただきます。

初めに、第13号議案 平成24年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、補正予算書の25ページをごらんいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ669万9,000円を減額し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ30億1,861万円とするものであります。

歳入につきましては、補正予算説明書の32ページから35ページをごらんいただきたいと思います。

国の支出金、県支出金、共同事業交付金及び繰入金につきましては、歳出における事業費の確定等により調整を行い、療養給付費等交付金につきましては、平成23年度交付分の精査により追加し、前期高齢者交付金につきましては、額の確定により追加するも

のでございます。

歳出につきましては、補正予算説明書の36ページをお願いいたします。

総務費につきましては、住基システムの改修業務委託料が補助対象となったため、一般会計からの組み替えにより追加し、保険給付費につきましては、療養費等の給付状況等から決算に向けて調整するものであります。

補正予算説明書の38ページをお願いいたします。

後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、介護納付金につきましては、本年度の支払額が確定し、後期高齢者支援金等、介護給付金は追加し、前期高齢者納付金等は減額するものであります。

共同事業の拠出金につきましては、額の確定により減額するものでございます。

続きまして、補正予算の説明、40ページをごらんいただきたいと思いますけれども、基金の積立金につきましては、財政調整基金積立金の減額により全体の調整をし、諸支出金につきましては、平成23年度交付分の療養給付費負担金等の精査によりまして還付金を追加するものでございます。

続きまして、第14号議案 平成24年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、お願いいたします。

43ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ120万円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ2億8,103万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、予算書の50ページでございます。お願いいたします。

後期高齢者医療の保険料につきましては、保険料の見込み精査により追加し、繰入金につきましては、一般管理事業歳出の減額により事務費繰入金を減額し、諸収入につきましては、健康診査実績に伴い、広域連合受託事業収入を減額するものであります。

次に、歳出でございます。

52ページをお願いいたします。

総務費につきましては、機械機具購入費を減額し、保険事業費につきましては健康診査委託料を減額し、保険料の追加分は後期高齢者医療広域連合納付金の追加をするものであります。

続きまして、第15号議案 平成24年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、予算書の55ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ66万8,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ13億6,228万円とするものであります。

補正予算書の62ページをお願いいたします。

歳入につきましては、県の交付決定があったことにより、介護給付費の負担金を追加するものであります。

次に、64ページは歳出でございますけれども、お願いいたします。

歳出につきましては、保険給付費におきまして事務事業費の精査により居宅介護サービス給付費を減額し、施設介護サービス給付費を追加するものであります。

続きまして、第16号議案 平成24年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正

予算（第2号）でございます。

補正予算書の67ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億4,365万4,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ7億7,133万3,000円とするものであります。

補正予算書の次は70ページをお願いいたします。

第2条の繰越明許費につきましては、第2表のとおり、物件移転の年度内完了が困難なため、その補償金といたしましては1億3,017万8,000円を限度に繰越明許をお願いするものであります。

また、第3条の地方債の補正につきましては、第3表のとおり、起債の限度額を2億5,600万円に増額するものであります。

歳入につきましては、補正予算説明書74ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の事業費の増加に連動して、国庫支出金では社会資本整備総合交付金を、県支出金では県管理道路負担金を追加し、地方債につきましては、補助事業の裏負担分を追加借り入れすることとし、また、一般会計の繰入金を増で全体を調整するものであります。

続きまして、歳出でございます。76ページをお願いいたします。

土地区画整理費につきましては、事業費精査により、工事費、水道施設整備負担金を減額しまして、国の緊急経済対策を受け、事業の前倒しにより物件移転等の補償費を追加するものであります。

続きまして、第17号議案 平成24年度幸田町農業集落排水事業の特別会計補正予算（第2号）でございます。

補正予算書の79ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ3億7,410万8,000円とするものであります。

補正予算説明書の86ページをお願いいたします。

歳入でございますけれども、一般会計からの繰入金を追加し、財源調整をいたしました。

補正予算説明書の88ページを次にごらんいただきたいと思います。

歳出につきましては、集落排水事業につきましては、燃料調整単価の増加等により電気料を追加するものであります。

第18号議案 平成24年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。91ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,280万円を減額し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ6億251万9,000円とするものであります。

補正予算説明書の98ページをお願いいたします。

歳入でございます。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金を減額し、財政調整をいたしました。

次に、100ページ。歳出でございます。

歳出につきましては、下水道管理費につきましては、消費税の確定により公課費を追

加し、下水道建設事業費につきましては、工事請負費の精査により減額するものであります。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。ひとつよろしくようお願い申し上げます。可決承認賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（池田久男君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限にかんがみ、簡明なる御答弁をお願いいたします。

まず、第12号議案 平成24年度幸田町一般会計補正予算（第5号）についての質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 歳入の使用料及び手数料、この内容が公共駐車場料金の減ということで、1,800万円。この減の、言ってみれば要因はどこにあるのかということです。当初予算は5,128万4,000円。今回、1,800万円ということは、その35%が補正減ということで、極めて大きいということですが、まずその要因は、どこで、どういう内容なのか、説明がいただきたい。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） この減額の要因でありますけれども、特に私どもが管理しております駐車場の中で初年度であります相見駅駐車場、これは1年目ということで、利用者の予測はとりづらかったということでございますけれども、私どもはその中で利用見込みを定期、そして、時間利用というもののそれぞれ見込みを立てまして予算をお願いしてまいりました。しかし、その実績におきましては、この見込み数量、利用者の数におきまして、ただいま結果として、金額は、議員もおっしゃられましたように、実績が下回ったということで、言ってみれば、見込みに差があったということでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、相見駅西駐車場、これは取得からいろいろの問題のところですね。田んぼ1反300万円でも買い手がつかないところを不動産鑑定で1,200万円もの値を出して、500台駐車場という形で整備をされた。昨年3月17日に新駅が開業したという形の中で、当初予算で、では定期利用を何台見込んだのか、時間利用を何台見込んだ当初予算を組んで、結果として1,800万円の減額。大半が相見駅ということですから、どういう見込みで当初予算を組まれて、実績はどうなのか、説明がいただきたい。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 当初に特に大きなこの駐車場の補正につきましては、今、議員がおっしゃられたとおりでございますけれども、ということで、相見駅の見込み、そして、その結果、現在まだ進行形ではございますが、その見込みについて答弁させて

いただきます。

当初、相見駅の定期につきましては150台の見込み立てをいたしました。金額につきましては720万円の見込み立てでございます。それから、時間利用につきましては、100台の利用も見込みました。この金額は1,825万円ということで、この相見駅の部分につきましては、トータルで2,545万円の当初予算の見込みを立てておりました。

それで、今回、途中期までの利用状況を見まして年度末を推移した数量でございますけれども、先ほどのこともそうですけれども、これは平均の台数でございます。定期利用が39台、金額に換算いたしますと187万2,000円、それから、時間利用でございますけれども、これが22台、金額換算で401万5,000円ということになってまいりますと、相見駅でトータルは588万7,000円の見込み立てになるということでございます。

その分を差し引きますと、ここで1,956万円ほど差が出るということでございます。残り分につきましては、幸田駅のほうの利用見込みとの実績といいますか、見込み立ての差異が生じたということで、その差になっている次第でございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほどの町長の説明でいきますと、ここにつきましては、精査をした結果だという形、年度末へ来ているのですから、精査し結果の減額だということですが、要は、この関係からいけば、もちろん精査することは必要です。しかし、この年度の中では毎年度3回の補正予算を組む機会がありますよね。9月議会、12月議会、そして3月議会。そういったときに、時間利用の関係からいったら20台だと。当初見込みが100台。定期利用については、39台で当初が50台と。合わせて150台に対して63台と、こういう状況でいけば、もう定期はそんなすつとふえるわけではないですよ。時間利用は、その駅の利便性や周辺の状況、そして、どういうふうになっているのかといたら、これはやはり年度末精算ということを持たなくても、少なくとも9月の段階、遅くとも12月の段階で減額補正ができたはずですよ。それをおやりにならなかったということは、うがった見方をすれば、財源留保をしたなど、こういうふうに指摘されてもしようがないわけです。定期利用だ、時間利用だといっても、がばつとふえるわけではない。もう、それは半年やってみた結果、今後、どういう状況で推移するかというのは推して知るべしといったことをこの年度末まで持ち越されたということが、きれいな言葉で言えば、やはり一定の財政運営上の配慮。財源留保したんじゃないの。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 今、議員がおっしゃられましたように、決して財源の留保のために時間が過ぎたということではございません。この駅につきましては、町内に幸田町と相見駅ということで、相見駅の部分につきましては、先ほど申し上げましたが初年度、そして、当初の4月、5月期等の状況を見ておりますと非常に少なかったという中で、徐々にではございますが利用が高まってきたと。それから、一方、幸田駅のほうも一たん利用が下がった状況が見受けられましたけれども、その後にもまた一定増加といいますか、減少に転じてきているということでございます。月ごとの部分においても、この利用について、特に私ども理由は承知しておりませんが、相見の部分等においては、途中期に利用が少し高まった時期もあったりという、こういうようなこともご

ざいまして、やはりこれが経験といいますか、供用して何年かするような駐車場であれば見込み立ての年的なものも全部物差しが当てられるわけでございますけれども、やはりその辺が難しかったということで、後ほどおしかりを受けるような見込み違いということを再度起こしてはまずいということで、この3月に補正をとということをしていただいた次第でございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 減額しなければまずいなとって、口をぬぐって知らん顔だとおしかりを受けると。そんなことは当たり前のことです。少なくとも150台という当初見込みが、言ってみればぶっかけだったと。それが半年経過した段階で、利用のされ方がその3分の1程度といった点からいけば、遅くとも12月の段階で減額補正をし、減額した財源をどこに生かしていくのかと、こういうような形も私は選択の問題として生まれてくるであろうというふうに思います。それはそういうことで進めていきます。

次に、いつもながらでございますが、朗読はあっても説明はしないと、こういう手合いがあるわけですね。それは財産収入。財産収入で売払収入は減だよと。これは1,600万円。2月20日の日の予算説明会も、この問題についてはずっと以前から言ってきたわけだ。財産の売り払い、どういうことにあるのかというのは皆さん関心を持っているからきちんと説明しなさいと言っても、そのときは、きちんとこれからやりますと。これからというのは未来永劫続くわけなので、そういうことが一つも改善をされてこずに、売払収入を1,600万円でございますよとって朗読でよしとした。そういうものは改まらないわけなので、こんなことは何遍も、何遍も言わなければしょうがないのかなと思うのですが、この内容は具体的にはどうなのか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 説明が不行き届きで大変申しわけございません。この不動産の関係の売払収入でございますが、24年度当初予算におきまして、町営の深溝住宅の借地解消を図るための代替地として町有地の売却を予定したわけでございますけれども、誤って、本来、土地取得特別会計へ予算計上をすべきところであったわけでございますが、一般会計のほうに予算化をしていたということでございます。その後、9月に土地取得のほうにつきましては、御案内のとおり、補正を組ませていただいて、その精査をさせていただいたということでございますが、こちらの一般会計の関係につきましては、普通財産の売却の検討もほかに進めていたような経過がございます。一般会計の補正をその時期では見送りをさせていただいたということでございます。その後、一部、普通財産の処分はできたものもあるわけでございますけれども、予定物件の処分につきまして、測量ですとか、そういった関係におきまして、予定どおり、その整理ができなかった、年度内の処分が見込めなくなってしまったといったようなこともございまして、今回、予算精査をさせていただいて、1,600万円の減額をさせていただくということでございますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 説明はそれで受けたわけですが、要は、具体的には、ここで予算で計上した町有地ですわ。民間から買うといったらいろいろな問題はあるかもしれないけ

れども、町有地の売り払いをやめましたよといったら、では、どこの町有地のどういう地目で面積はどれだけかと。どういうものがと説明されてこそ説明責任を果たすということにはならないでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 財産の売り払いの関係でございますが、先ほど申し上げましたように、大きなものは深溝住宅の関係の代替地ということであったわけでございますけれども、そのほか、私どもとして大草の南川後に一つ、普通財産がございますが、そちらのほうの売却を見込んでいたということでございますけれども、その関係につきまして、先ほど申し上げましたように、売り手と買い手との関係ですね、そうしたものが予定どおりには進まなかったと。測量とかそういった関係もございまして、予定どおりに年度内の、今後も考えていきたいと思っておりますけれども、現状では契約に至らなかったというようなことでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） たらいの縁は回っていてもなかなか本論のところに落ちないな。南川後の町有地で買い手と売り手の関係で合意がなかなかなかったよと。今年度で減額しますよと。しかし、これからもやっていこうということですよ。そういったときには、具体的にはこの地目なり面積なりは明らかにしていくものですよ。町有財産ですから、町民共有の財産ですよ。幸田町の財産。幸田町の財産というのは町民共有の財産。その町民共有の財産が明細もわからずに売買を、結果的には今回は不成立だけれども、となる。そうしたときに、「いやいや、南川後ですが」と言うだけで、たらいの縁を回っても核心部分に触れる答弁がなぜされない。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） この南川後の関係につきましては、現況地目は現在宅地でございます。財産区分といたしましては普通財産でございますが、筆数が1筆、面積といたしましては244.62㎡ということでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） いずれもあなたの答弁からいけば、今年度は双方の合意がなかったけれども、引き続きだよというような内容の答弁だというふうに受けとめております。そうしますと、来年度の関係で、これがまた浮上してくるかもしれませんが、そうしたときにもまたこんな問題でごたごた、ごたごたしたくないから、きちんとすべきことはきちんと。恥ずかしいことをやっているとか悪いことをやっている、そういうイメージであなた方がとらえているのなら、では、町民共有の財産というのは隠しおおせるものかと。内緒、内緒で、あとは議会でたつとやれば、オール与党でみんな賛成してもら手だから、やぶの中のものはやぶの中でおさまっていくんだよという発想、感覚でおられたらどうもならん。町民共有の財産の処分、あるいは取得というものは、その詳細を明らかにしてこそ説明責任が果たされるということを申し上げて、次に移ります。

次は、歳出の衛生費の関係で、ごみ処理の委託料、いわゆる岡崎の焼却場ということの理解からいけば、持ち込み数量が減れば、その委託料が減ってくると。これはわかります。問題はその後、燃やすごみの収集運搬の関係は、3年契約で、年度でいくと今年

度ですよね。今年度、入札をやって、中部保全から三河公益社という形で契約相手が変わったわけですが、変わったとしても、もちろん3年間の請負金額も減額をして契約を結ばれました。そうした中で、これでいきますと、あなたの説明でいくと、この契約の内容は従量制と。従量制。つまり、収集した量に従って契約の金額が変わっていくような内容になっております。そういう点からいけば、収集量が減ってくれば、それは減らすのは、その理屈はわからんけれどもない。しかし、収集量がふえたら契約行為をした金額、3年の均等割りにすれば3,000万円から減ってくるわけです。そうしたときに、契約ですから、下限はなくても上限、アッパーは設けておかなければいけないわけですよね。契約を超えた内容が、いわゆる3年間のトータルだよと言われれば、その中でトータルで精算はするにしても、アッパーはなければいけない。あなたの説明でいきますと、収集量が減りましたから900万円の減と、私はこういう理解をするわけですが、それでよろしいですか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） そのように思われたということは私の説明が悪かったかというふうに思います。ただいま燃やすごみ収集運搬業務の委託料というものは、議員がおっしゃられましたように、3年間の長期継続契約の入札によりまして、言ってみれば予算との差が出たということでございます。なお、この業務の中身でございますけれども、重量制ではございません。あくまで町内等の一円の可燃ごみの収集、公共も含みますけれども、それらのものを全部でございまして、量によって変動する重量制等ではございません。あくまですべての収集に伴うものの業務におきまして差金が出たということで、今回、補正をお願いするものでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、この3カ年の関係からいけば、1億1,907万4,000円、これが3カ年の三河公益社との契約の内容ということで、これを単純平均して3年分という形でやっていきますと、この900万円の減というのは、では、契約行為に基づいた予算計上ではなかったのかなというふうに見えるわけですが、それはどういう形で操作をされておりますか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） まず、当初においては、過去の実績等にかんがみまして、予算を4,977万円とさせていただきました。そして、実績の関係でございますけれども、今回の入札に際しまして、やはり年度末等から年度初めにかけての業務、例えば、施行者が変わる、内容が変わる、それらのものを指導して徹底してやっていくために、時間がないからスタートを切ってしまうということはできませんので、最初の段階では、この移行期ということで、4月、5月につきましては、別随契で実施をさせていただいております。そちらの金額が737万1,000円でございます。それから、あとの長期3年の継続契約は、議員もおっしゃられましたように1億1,907万円、これが36カ月、3年ということでございます。ということは、先ほどの737万1,000円足すことの1億1,907万円割る36掛ける10、残り10カ月ということでございまして、そうしますと4,040万円ほどのことが見込まれます。



それで、先ほどの最初に4,977万円の予算をさせていただいておりましたのは、その差金調整ということで、今回、900万円の減をお願いするものでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時45分

---

再開 午前10時55分

○議長（池田久男君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

ほかにごいませんか。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 歳入でございますけれども、地域の元気臨時交付金についてお尋ねしたいと思います。

この事業は、国の緊急経済対策として補正が生まれ、そして、これを15カ月事業として実施をするという内容でございますけれども、この事業につきまして、交付金の内容につきまして説明がいただきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） この地域元気臨時交付金につきましては、今、御案内のとおり、今回の国の補正予算で先日成立をいたしましたわけでございますけれども、その中で、15カ月予算ということで計上されたわけでございます。この関係につきましては、公共投資の地方負担が大規模ということでございまして、予算編成の遅延という異例の状況の中で、地域の資金調達に配慮いたしまして、こういった経済対策の迅速性、こういったものも加味をいたしまして、今回に限り、特別の措置として平成24年度の補正予算におきまして創設をされたものでございます。国のほうの24年度の補正予算計上額といたしましては1兆3,980億円ということでございます。対象の使途の関係につきましては、地方単独事業、建設地方債対象事業に限るということでございます。また、建設公債の対象となる国庫補助事業、これに伴います国の補助率ですとか負担率の定めがあるものは、これは除かれるわけでございますけれども、こういったような対象ということでございます。

私どもとして、今回、補正予算書の4ページにございますように、この臨時交付金の関係に伴いまして、25年度の当初予算で計上を予定していたわけでございますけれども、こういった国のほうの制度というものを活用していくということの中で、わしだ保育園の大規模改修、こういったものを初めといたしまして、ここに掲げているものにつきまして、24年度に前倒しをさせていただいて計上し、また、そして繰越明許費で、当然工期がとれないものですから、繰越明許をかけさせていただいて対応していくといった状況でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この交付金対応が5事業、繰越明許費で掲げられているわけでありまして、この臨時交付金では制約があるわけございまして、交付率、補助率の関係でいいますと、現在、歳入して6,026万円計上されているわけでありまして、こ

の補助率プラス、また、裏負担分の補助があるというようなこともお聞きをしたわけですが、あとの残高見込みと申しますか、交付見込額というのは、まだ新年度予算での対応になるのか、それとも事業費が2億5,450万円、これに対して補助率は6,026万円なのか、その点についてもお尋ねしたいというふうに思います。この地域の元氣臨時交付金が公共事業を拡大する、この誘導にあってはならないというふうにも思います。そうした点からしても、町が現在予定をしていた、こうした事業で国の補助が見込めない単独事業、これをうまく活用していく、そういうものであったかどうかについてもあわせてお聞きしたいとおります。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 今回のこの補助率の問題でございますけれども、基本的には80%、8割という国のほうからの方針が示されております。ただ、この市町村のほうの財政状況によりまして、最高では、例えば9割、場合によっては7割とか、そういったような補助率というようなこともお聞きをいたしているところでございます。本町の場合ですと、今、私どもが想定をいたしているのは7割程度というような、不交付団体というようなこともございまして、そういったようなことも考えているところでございます。

それで、全体といたしましては、今回、6,026万円の歳入を計上させていただいております。その他事業につきましては、その後の動きがございまして、例えば、高規格救急車ですとか、当初予算のほうにも計上させていただいているわけでございますけれども、そうした高規格救急車ですとか、先ほどの補正の中にもございますけれども、町道の路面舗装、いろいろなこういった事業がございまして、そういったもので裏負担など、そういったものも対応できるようなものにつきましても、可能な限り拾わせていただいたいということでございますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ですから、この補助率が9割から7割、そうした点から申しますと、2億5,450万円の事業費が計上されているわけでありまして、まだまだこの分が確約としてあるのかということをお尋ねするわけでございます、これは、新年度予算に歳入として計上されるということかということをお聞きします。

それから、幸田小学校の大規模改造事業でございますけれども、金額としては1,000万円でございますが、これは説明の中では職員室の改修ということでございましたが、新年度になりますと幸田小学校の新生児が非常にふえるということで、まだまだこの幸田小学校区におきましては児童の増加というものが予想される中で、教室数が足りるのかと、こういう声が非常に上がっているわけでございます。そうした点におきまして、この対応がどうなっているのかという声がございまして、そうした点で、来年度におきましては職員室の改造・改修だけで終わるのかどうか、その点についてはどういう計画を持って進んでいくのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 来年度の予算につきましては、先ほど申し上げましたように、国の動きというのがまだ不確定な部分がございますので、ある程度、70%程度の補助

率であろうという見込みの中で予算計上はさせていただいているということでございます。

学校の関係につきましては、教育委員会のほうから御答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 幸田小学校の大規模改造工事に係ります職員室の改修ということで、今回、1,000万円を繰越明許するわけですが、まず、この事業は、職員数が今後5年間で増加を見込んでおります。先ほど議員申されたように、児童数が増加になるための関係のことでございまして、そのために現在、1.5教室分の職員室であります。これを2教室分にするという改修工事を行うものであります。

また、普通教室がこれでいいかということですが、ここ数年で幸田小学校の北校舎の増築なりやってまいりまして、教室数、現在、使える普通教室数は28教室でございます。よって、現在の状況から踏まえますと、5年ぐらひはこの普通教室でまだいけるという状況であります。その後の増加数も見込まれますので、その後のことはまだまだわかりませんが、現在はそういう対応をしております。これでよいかということですが、これでよいということは思っておりません。いろいろな児童数増にかかわることで、特別教室等も必要になってまいりますので、そういった面では配慮をしていくということ考えております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ざっとこの交付金を計算いたしますと、まだ1億円余りが計上されていないというようなことになるわけでございますけれども、こうした、今、非常に財政状況が厳しい中、本来、単独事業でやらなければならない事業も、こうした交付金を活用しながらやっていっていただきたいなというふうに思うわけであります。それがひいて言えば、財政状況に影響も与えてくるわけでございますので、担当としては、やはりきちんと近隣の動きも見ながらやっていっていただきたいなと思います。

それから、幸田小学校の件でございますけれども、今回、職員室が1.5教室から2教室に改修することによってほかへの不都合はないかということでございます。幸田小学校におきましては、学校内におきまして放課後子ども教室や放課後児童クラブが運営をされているわけでありまして、しかしながら、現在の状況を見ますと、利用児童数が多いにもかかわらず、非常に手狭であるということも現状でございます。そうした関係から、そうした運営に支障のないように確保されているのかどうか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

次に、消防の関係でお聞きをするわけでございますけれども、防災行政無線のデジタル化の件でございますけれども、これが7,400万円の減でございます。当初の2億8,000万円が2億700万円に減少したと。これは入札の関係からそうであったわけですが、最初の、この当初見積もりがどうだったのかということでございますが、これについての要因をお尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 議員お尋ねの職員室が2教室になるために他への不都合はな

いかということでございますが、これにつきましては、従来から普通教室化の取り組みを行ってまいりまして、現在もその取り組みの中では現在の校長室を職員室のほうに拡張しまして、校長室を現在の放送室、今、あきになっておりますが、こちらのほうに移すという計画を当初からその計画時点で持っておりましたので、これを今回実行させていただくということで、他への影響はありません。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、減額の7,400万円、余りにも大きいではないかという御質問と同時に、当初の計画はどうなっていたかということで御答弁させていただきます。

当初、これだけのばかにかい金額を消防でやる場合、5カ年計画等々、当初は5億円で5年ほど前ですか、見積もっておりました。参考見積もり等々を何社かとりまして、その中で廉価というものを選びましてやりました。いろいろなものはまだその当時、精査はしておりませんでした。そういった過程の中で、最近の1年前の例えば入札状況、けたが少し違いますが、岐阜県の中津川市でしたか、予算設計額が十何億円のところが例えば4億円で落ちたというような状況も入っておりました。そういったものを勘案いたしまして、また、なおかつ再度見積もりをとりました。そういった経過の中で、実は今回は2億4,000万円ほどの設計額を打ち出しました。

そういった中で、消防の希望しているもの、内容の仕様書等々もいろいろ勘案いたしまして、そういったもの精査いたしまして再度見積もりをとったのが2億4,000万円あります。結果として落ちたのがNTT西日本でありました。これにつきましては、工事を専門にしているところでございます。今回のデジタル化につきましては、メーカー側と、そして、工事という2点が相なっておりますが、実は落ちたところがNTT西日本ということで、結果としては1億7,000万円ぐらいで落ちたわけでございます。見積もりが甘かったといえれば甘かったわけでございますが、いろいろ調査をいたしまして、NTT西日本のこの防災への参入が初めてだということと、防災事業を展開していくということもあり、結果としては本当に低い値で落ちました。と同時に、少し余分な話がありますが、我々が描いておりましたのは、実は幸田町は旧来より松下パナ系で進んでおまして、そういったものもいろいろ省いたにもかかわらず、廉価で落ち、なおかつうちの希望の松下パナを入れてくれたということで、結果としては安い値、また、内容としてみましてもうちの接合性、あるいは防災無線の一番進んでいるパナが落ちたということで結果として喜んでおりますが、金額の7,400万円ほどのこの廉価にしてもらったことにつきまして、設計額はたしかに甘いと言われれば御指摘のとおりであります。そういった事情も勘案して、当初5億円が2億4,000万円になり、結果として1億7,000万円になったということでもあります。諸事情もありましたが、設計額の見積もりにつきましては、非常に甘いということをお指摘いただきました。経緯経過を述べさせていただくと同時に、今後の対応には注意していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

以上で、第12号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第13号議案 平成24年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

ございませんか。

なければ、以上で、第13号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第14号議案 平成24年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

ありませんか。

なければ、以上で、第14号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第15号議案 平成24年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回、歳出でいえば、居宅介護を減額し、それから、施設介護を増額するという内容でございますが、これは今までは施設介護を減額し、それから、居宅介護を増額したということが今まで補正の中で対応があったかというふうに思いますが、今回、このようになった理由としてお尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 理由でございますが、施設のほうの利用がふえたということしか理由はございません。何が理由かと質問されても、実態として、このようになったということしかお答えはできませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 理由はそうかというふうに思いますけれども、今まで、この見積もりをして予算を立てる中で、施設から在宅へと、こういう取り組みがなされてきた中で、今回、このように施設要望がふえてきて、施設サービスがふえたと、こういうふうになるかというふうに思いますが、そうしますと、施設介護がふえたということは、より要介護度の重い人がふえてきている状況なのか、この動きについてお尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 介護度が高い方がふえているということではなくて、それは在宅で重い方も結構介護してみえたりというような状況もございますので、その方たちが施設に入所できる状態になったということです。その方たちが施設のほうに入っただくというような状況がふえたということで、このような状況になっているわけでございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 施設も今、非常に不足をしている中で、特別養護老人ホームは90名以上の方たちが待機をしている、こういう実態の中で、幸田町に三つ目の特別養護老人ホームができるということで、皆さん非常に期待もしているわけでございます。また、特に今回は小規模多機能のほうも募集をかけている状況でございます。そうした点からいたしまして、やはりなかなか在宅で介護ができない、こういう方たちにとっては

施設入所がふえるということは非常に介護をされている方たちにとっては朗報かというふうに思いますが、この関係でいえば、施設がふえたということではなくて、今まで予算を立てる上での関係からすれば、施設介護の見積もりを甘くとっていたのかと、こういう点でお聞きしたいと思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 甘いということではなくて、私どもが予算を立てる場合は、あくまでも前年の状況、また、その数年の状況を勘案して予算を立てるわけですので、それをもとに立てた予算が本年度の実績では施設がふえた状況ということでございますので、甘いということにはならないかと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（池田久男君） ほかにございせんか。

なければ、以上で、第15号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第16号議案 平成24年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

15番、大嶽 弘君。

○15番（大嶽 弘君） 歳入補正で社会資本整備総合交付金1億7,713万円が増加したということで、補正額が2億4,365万円、歳出総額7億7,133万円となったわけでありますが、最初に、全体事業費として見直しによりまして43億2,000万円になったという話が協議会で出されました。この数値に基づいて、24年度末の補正後で見た場合の進捗状況について最初にお尋ねをしますが、24年度末までの事業費支出累計の金額が幾らになるかということと、進捗割合は何%になるかということからお尋ねをします。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 幸田駅前の事業費等の進捗率ということですが、全体事業費43億2,000万円というのは、現在、事業計画の変更手続中で、見込額ということで、これに対しての進捗率ということでお答えします。

まず、事業費については、平成24年度末の進捗状況ですが、今回の補正を含めて、累計額が27億5,800万円でございます。進捗割合は63.9%の予定となります。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 続いて、今度は物件移転の関係であります。この物件移転に関する補償額の金額に対しての進捗割合と建物の移転戸数自体の進捗割合についてお尋ねします。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 続きまして、物件移転補償費の進捗状況ということですが、まず、移転補償費の関係ですが、全体の移転補償費は32億1,000万円で、現在、見込みが24億6,000万円の予定となります。進捗率につきましては76.6%の予定でございます。

また、移転の次は対象建物件数でございますが、これは全体で80件、当初と変わりなく、現在、66件の建物移転予定で、これは進捗率82.5%ということになります。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 当初のは27年度に終了見込みということで進んできたわけでありま

すが、二、三年おくれていくという話が出ております。これについての今の段階での事業完了見込年度はどのように見ておられるでしょうか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 事業完了見込みですが、現在、事業計画の変更を行っています。実は、事業計画の変更では、完了見込みが平成30年度予定ということでございますが、この間、前政権において、やはり国庫補助金の事業費の内示等が満額つかなかったという状況で、今回の事業計画においては延長せざるを得ないということを考えておりましたが、また、今回、補正にも上げています追加3億5,600万円というように、大型補正の動きがあれば、この平成30年度については若干縮まるのではないかとということで、現在、あえて完了見込みということになれば、平成30年度予定ということでお願いいたします。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） わかりました。

もう一、二点お尋ねしますが、駅前銀座については、いろいろあれこれ話題になっているところではありますが、この駅前銀座、駅前活性化も含めまして、今後のイベントとか、町支援とか、いろいろなものがまた打ち出されてくるように知恵を絞っていると思いますが、そのような観点から、今後のイベント事業とか当局からの間接的な支援とか、そのようなものの検討も含めて、方策なり展望がありましたら回答してください。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 幸田駅前銀座は昨年の4月下旬にオープンして、もうじき1年弱になろうとするわけですが、当初6店舗のうちの4店舗ということで、対外的に言われているのが、まだ人が少ないのではないかとというようなことが言われています。ただ、当初から、この駅前銀座については、民間活力ということで、区画整理が社会基盤の整備をし、上物については民間主導というようなことで事業を進めてきました。かといって土地利用が進まない限りまちづくりはできないということで、町からも、また、商工からも支援をしています。特に、どういう支援かといいますと、今、毎月1回のマルシェというイベントを行ったりしています。そういうものの広報、PRとか、それから、テナントがやはり2店、まだ現在入っていないものですから、そういう点で町のほうから情報収集の資料をしたりというような形で今現在進めています。また、駐車場の問題も、近隣の人が見えて、なかなか入りにくいとか、駅前の場所自身がわからないとかというような声も今、お聞きしている状況で、そういう駐車場の確保とか案内、そういうのについては、この幸田駅前銀座のオーナーの方と調整をしながら進めているという状況でございます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 今、駐車場云々という話も出ましたが、いろいろわかりやすい広報をこれからも継続して行って、みんなが迷わないというか、スムーズな対応ができるような広報をしていただければ町民は助かるかなと思います。

最後の1点として、共同化事業としてBブロックの話がありますが、こちらのほうの建設組合を設立して動いていくという話については、現時点ではどのような進捗状況で

ございましょうか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 幸田駅前、当初からこの共同化事業によってAブロック、Bブロックの商業活性化の拠点とするということで、Aブロックも昨年オープンをしたということで、Bブロックについては、現在、実施設計を25年度で準備をして、平成26年度に着工できればということで、テナント、ディベロッパー等も含めて、今、調整中ということです。現在、今回の大型補正によって、あの駅前のBブロックについては、すべて25年度中ぐらいにはもう更地になるということです。そういう点では早期にこの土地利用ができるようにしていくというのもございますので、そういう点では共同化の事業者である組合の方と町と積極的に協議をして進めていきたいというふうに考えています。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

以上で、第16号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第17号議案 平成24年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

ございませんか。

以上で、第17号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第18号議案 平成24年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 工事費の減ということで2,500万円ということですが、説明の中では、接続件数が見込みよりも少なかったよと、こういうことであります。そうしますと、見込みは当初はどれだけ見込んで、実績はどれだけかと。それから、この2,500万円というのは一定の地域に絞り込まれるのかどうか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 下水道事業の工事請負費が減額2,500万円の状況ということで、当初5,000万円の計上でございます。今回、2,500万円ということで、この5,000万円の内容は、接続はそれぞれ今、戸別に追加ということで、汚水柵を設置するという工事と、それから、管が例えば入っていないところ、支線が入っていないと、その人のうちまで向う支線というのですか、管渠がありますが、そういうものの形状で、支線においては3,000万円を計上しました。延長が約600メートル、それと柵の設置、公共汚水柵ですけれども、これについては100カ所、計上をしていました。今回、今、実績も踏まえて、当然、この時期で工事費が完了にもならないということで補正に至っているわけですけれども、補正の現在までの状況でいきますと、支線については現在153メートルしか実際なかったと。当初が600メートルで今回153メートル。汚水柵については100カ所で当初がありましたけれども、今回は88カ所ということで、主な原因は、この当初、支線で迎えにいく管渠、要は、そういう支線を迎えて汚水柵を設置する人が少なかったという中で、支線の延長減になったということで、今回、工事費を減額したという経過でござ



います。

それで、これは特定地域ではなく、当初の供用のとき以後に建てられる方に対して迎えてにいくということです、全町内含めて対象としています。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

以上で、第18号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りをいたします。

ただいま議題となっています議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっています議案は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより上程議案7件について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

まず、第12号議案 平成24年度幸田町一般会計補正予算（第5号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第12号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第13号議案 平成24年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第13号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第14号議案 平成24年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第14号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第15号議案 平成24年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第3号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第15号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第16号議案 平成24年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第16号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第17号議案 平成24年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第17号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第18号議案 平成24年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第18号議案は、原案どおり可決されました。

ここで、途中ではありますが、昼食休憩といたします。

午後は、1時から会議を再開いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午後1時00分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここで、御報告いたします。

成瀬副町長は帰庁いたしましたので、午後から本会議に出席いたしますので、御報告いたします。

日程第6

○議長（池田久男君） 日程第6、第1号議案から第11号議案までの11件と第19号議案から第27号議案までの9件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、初めに、単行議案の第1号議案から第11号議案まで、11件につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

第1号議案でございます。

議案書ページ、1ページからお願いをいたします。

第1号議案 幸田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてであります。

提案理由につきましては、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

具体的には、この法律の中で、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めることに伴うものであります。

次に、2ページをお願いいたします。

第1条の幸田町議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正では、第10条の2第2号中の障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めるとともに、今回の法律改正に伴う引用条項のずれを修正するものであります。

また、第2条の幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましても、第9条の2第2号中に規定しています法律の名称を同様に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改め、あわせてこれに伴う条ずれを修正するものであります。

施行期日は平成25年4月1日ではありますが、引用条項の整理に係る部分は平成26年4月1日からであります。

議案関係資料につきましては、1ページから3ページでございますので、御参照いただきたいと存じます。

次に、第2号議案でございます。

議案書の3ページをお願いいたします。

第2号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

提案理由につきましては、国等における住居手当及び勤勉手当との均衡を図ることに伴い、必要があるからであります。

まず、住居手当については、持ち家に係る住居手当の支給を今回廃止することとし、また、勤勉手当につきましては、現在、その算定に当たっては給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額を勤勉手当基礎額として、これにそれぞれの職員の勤務期間に応じて定められた割合に成績に応じて定められた割合を乗じて得た額が支給されますが、今回、この計算の基礎となっている扶養手当を除外することとするものであります。

4ページをごらんいただきたいと思います。

改正内容については、第13条第1項第2号に規定する住居手当の支給要件のうち、職員が所有する住居に居住し、世帯主であることとする旨の規定を削り、また、同条第2項第2号に規定する、その者への住居手当の支給額の規定についてもあわせて削るとともに、所要の条文整理を行うものであります。

また、第21条第3項に規定する住居手当基礎額の計算の基礎から扶養手当を削るものであります。

施行期日は、平成25年4月1日からであります。

議案関係資料は、4ページから6ページでございます。よろしくお願いたします。

次に、第3号議案でございます。幸田町総合計画策定条例の制定についてであります。

提案理由は、地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の施行に伴い、必要があるからであります。

これまで総合計画につきましては、地方自治法第2条第4項において、市町村に対し、総合計画の基本部分である基本構想について議会の議決を経て定めることが義務づけられていましたが、国の地域主権改革のもと、平成23年5月2日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、基本構想の法的な策定意味がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは町の独自の判断にゆだねられることとなったものであります。本町においては、法改正により基本構想の策定義務が撤廃されてもまちづくりを進めていく上での指針となる中長期の計画は必要と考えており、今後も総合計画を作成するに当たっては、議会の承認議決をいただき、名実とともに町としての基本的な指針としていくものとして、本条例の制定により総合計画策定に関する事項を定めるものであります。

6ページをごらんいただきたいと思いますが、条例の概要につきましては、第1条で制定目的を、第2条では用語の意義を、また、第3条では総合計画策定に当たっての総合計画審議会への諮問、第4条では議会の議決を義務づけ、第5条から第7条で基本計画、実施計画の策定、総合計画の公表、また、他の計画策定に当たっての総合計画との整合性の確保といった事項を規定するものであります。

施行期日は、公布の日からでございます。

関係資料は7ページでございます。御参照いただきたいと思います。

次に、第4号議案、7ページになりますけれども、幸田町手数料徴収条例の一部改正についてでございます。

提案理由は、ホームヘルパー派遣事業及びショートステイ事業におけるサービス利用に係る手数料について、利用者負担金としてサービス提供事業者への直接払いに変更することに伴い、必要があるからであります。

8ページをお願いいたします。

改正内容につきましては、町単独のホームヘルパー派遣事業及びショートステイ事業は、委託事業として町が事業者を実施委託をし、手数料について、利用者が町へ直接納めることとなっておりますが、今後はサービス費の給付事業として利用者負担金をサービス提供事業者へ納めていただく方向へと変更することにより、別表第1中のホームヘルパー派遣事業及びショートステイ事業手数料の項を削ること及び第4条第2項中の語

句の整理を行うものであります。

施行期日は、平成25年4月1日からであります。

議案関係資料は、8ページ、9ページを御参照いただきたいと思います。

次に、第5号議案 幸田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）等の施行に伴い、必要があるためであります。

10ページをお願いいたします。

制定内容及び概要につきましては、幸田町が介護保険サービスの指定及び指定の取り消し等の権限を有し、介護認定において要介護と認定され、原則として幸田町に居住する者に限り利用できる介護保険サービスにおける人員、設備及び運営に関する基準について、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生省令第34号で定める基準）に従い、または当該基準を標準とし、もしくは参酌して定めるものであります。この条例では、現在、厚生労働省で定めている地域密着型サービスである、まず一つ目が定期巡回・随時対応型訪問介護看護、二つ目が夜間対応型訪問介護、3番目が認知症対応型通所介護、4番目が小規模多機能型居宅介護、5番目が認知症対応型共同生活介護、6番目が地域密着型特定施設入居者生活介護、7番目が地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、8番目が複合型サービス、以上の八つの種類について、それぞれ基準を定めるものであります。

施行期日につきましては、平成25年4月1日でございます。

関係資料は10ページでございます。よろしくをお願いいたします。

次に、第6号議案、91ページでございます。幸田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてであります。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）等の施行に伴い、必要があるためであります。

次に、92ページをごらんいただきたいと思います。制定内容及び概要につきましては、幸田町が介護保険予防サービスの指定または指定の取り消し等の権限を有し、介護認定において要支援として認定され、原則として幸田町に居住する者に限り利用できる介護保険予防サービスにおける人員、設備及び運営に関する基準について、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36条で定める基準）に従い、または当該基準を標準とし、もしくは参酌して定めるものであります。

この条例では、現在、厚生労働省で定めている地域密着型介護予防サービスであります1番目の介護予防認知症対応型通所介護、2番目に介護予防小規模多機能型居宅介護、3番目に介護予防認知症対応型共同生活介護の3種類について、それぞれの基準を定め

るものでございます。

施行期日は、平成25年4月1日からでございます。

関係資料につきましては、11ページからでございます。

次に、議案書の127ページになりますけれども、第7号議案 幸田町民プールの設置及び管理に関する条例等の一部改正についてであります。

提案理由といたしましては、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律及び地域社会における共生の実現に向けての新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い、必要があるからであります。

128ページをお願いいたします。

改正の概要につきましては、第1条の幸田町民プールの設備及び管理に関する条例の一部改正につきましては、障害者自立支援法の題名で改正に伴う整理、障害者自立支援法施行令の題名改正に伴う整理及びその他引用条項及び字句の整理であります。

次に、第2条の幸田町障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正につきましては、「幸田町障害者自立支援認定審査会」を「幸田町障害者総合支援認定審査会」に名称改正及び障害者自立支援法の題名改正に伴う整理であります。

第3条、幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、障害者自立支援法の題名改正に伴う整理及びその他引用条項の整理であります。

第4条の幸田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正につきましては、障害者自立支援法の題名改正に伴う整理、障害者自立支援法施行令の題名改正に伴う整理及びその他引用条項の整理であります。

施行期日につきましては、平成25年4月1日からであります。

ただし、第3条で改正されます幸田町障害者地域支援センターの設置及び管理に関する条例第2条の改正規定中、「第5条第26項」を「第5条第25項」に改める部分については、平成26年4月1日からであります。

議案関係資料は、12ページから16ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、議案書の129ページでございます。第8号議案であります。幸田町葬儀用祭壇使用条例の廃止についてであります。

提案理由は、住宅様式及び葬儀に対する住民意識の変化により祭壇の使用者が減少したことに伴い、必要があるからであります。

130ページをお開きいただきたいと思いますけれども、昭和38年制定の幸田町葬儀用祭壇使用条例について、本年3月をもって廃止するものであります。

施行期日につきましては、平成25年4月1日であります。

議案関係資料は17ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書131ページになりますけれども、第9号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてであります。

提案理由は、国等における住居手当との均衡を図ることに伴い、必要があるからであ

ります。

まず、住居手当につきましては、持ち家に係る住居手当の支給を廃止することとし、単身赴任手当を支給される職員において、住居手当の対象となる住宅に制限を加えるものであります。

132ページをごらんいただきたいと思います。

改正の内容につきましては、第4条の3に規定する住宅手当の支給要件のうち、第2号に規定する、職員が居住し、世帯主であることとする旨の規定を削り、第3号に規定する配偶者が居住するための住宅に「管理者が指定するものを除く。」を加えるとともに、所要の条項整理を行うものであります。

施行期日につきましては、平成25年4月1日からであります。

なお、本条例第20条に、「この条例に定めるもののほか、企業職員の給与については、幸田町職員の給与に関する条例の規定を準用する」とした規定から、今回、幸田町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、勤勉手当基礎額から扶養手当が削られますことを申し添えさせていただきます。

議案関係資料は18から19ページでございます。御参照いただきたいと思います。

次に、133ページをお願いしたいと思います。

第10号議案 幸田町道路占用条例の一部改正についてでございます。

提案理由は、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令294号）の施行に伴い、道路法施行令の一部改正により、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、道路法施行令第7条中第2項にて道路の占用許可対象物件として太陽光発電設備及び風力発電設備が追加されたため、道路占用料の額を定めるものであります。

その他道路法施行令の一部改正に伴う引用条項の整理をするものであります。

施行期日は、平成25年4月1日からであります。

議案関係資料は20ページから21ページでございます。参照いただきたいと思います。

次に、議案書135ページをお開きいただきたいと思います。

第11号議案 町道路線の認定及び廃止についてでございます。

町道路線を認定及び廃止するため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

提案の理由といたしましては、道路整備等に伴い、必要があるからであります。

認定及び廃止の概要につきましては、幸田相見特定土地区画整理事業において、相見川西側からJR東海道本線東側までの区域内の区画道路が整備され、また、名豊道路工事において沿線の関連道路などが整備されたため、40路線の新規認定及び13路線の廃止認定と16路線の廃止をするものであります。

なお、路線名称等におきましては、136ページから144ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

施行期日は、平成25年4月1日からであります。

議案関係資料につきましては22ページから46ページでございますので、御参照いただ

きいと思います。

以上、単行議案につきましては終わらせていただきます。

続きまして、当初予算に移ってまいりたいと思います。

第19号議案から第27号議案までの平成25年度幸田町会計別当初予算の概要につきましては、一般会計から順次御説明いたします。

まず、平成25年度予算書及び説明書をごらんいただきたいと思います。

初めに第19号議案でありますけれども、平成25年度の幸田町一般会計予算につきましては、予算書及び説明書の13ページをお開きいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ122億2,000万円と定めるものであります。前年度対比9億9,000万円、7.5%の減でございます。

第2条の一時借入金の最高額は10億円と定めるものであります。

第3条では、歳出予算の流用の取り扱いにつきまして定め、記述のとおりお願いするものであります。

まず、歳入の款の総額につきましては、21ページを御参照いただきたいと思います。21ページに歳入の総額、款の総額については載せてございますけれども、予算内容につきましては、26ページからをごらんいただきたいと思います。

10款の町税であります、個人町民税は所得の増加により前年度比7.1%増の22億6,700万円とし、また、法人町民税は若干の回復を見込み、前年度対比33.3%増の6億20万円といたしました。

固定資産税は、土地分は税制改正による増、家屋分は土地区画整理地区内の新築住宅増による増、償却資産分は若干の伸びを見込みましたが、依然厳しい状況であり、総額で前年度比2.4%増の39億6,190万円としまして、軽自動車税につきましては引き続き販売好調を見込み7,340万円といたしました。

たばこ税につきましては、県と町の案分割合の改正などに伴い、前年度比25.8%増の3億円といたしました。

次に、28ページをごらんいただきたいと思いますが、入湯税は前年度とほぼ同額の380万円を見込みまして、都市計画税は2億8,100万円とし、10款の町税全体では前年度比6.6%増の74億8,730万円の計上といたしました。

15款の地方譲与税から40款交通安全対策特別交付金につきましては、28ページから38ページとなります。

28ページをごらんいただきたいと思いますが、実績を考慮したもので、15款の地方譲与税の自動車重量譲与税交付金につきましては、9,000万円の計上で10%の減と、20款の利子割交付金につきましては、1,600万円の計上で20%の減とし、21款の配当割交付金につきましては、1,300万円の計上で30%の増といたしました。

次に、30ページをごらんいただきたいと思いますが、22款の株式等譲渡所得割交付金につきましては、400万円の計上で20%の減とし、25款ゴルフ場利用税交付金につきましては、2,150万円の計上で4.4%の減とし、33款の地方特例交付金につきましては、3,300万円の計上で28.3%の減とし、その他の諸交付金につきましては、前年度並みと見込み計上をいたしました。



次に、32ページをお願いいたします。

45款の分担金及び負担金につきましては、ほぼ前年度並みと見込み、32ページから37ページの50款使用料及び手数料につきましては、相見駅駐車場使用料の精査などにより前年度比4.8%減の2億4,554万1,000円といたしております。

36ページをお願いいたします。

55款の国庫支出金につきましては、児童手当負担金や国の補正予算におきまして創設されました地域の元気臨時交付金などにより、総額でほぼ前年並みの10億2,398万円といたしております。

次に、38ページをお願いいたします。

60款の県支出金につきましては、子宮頸がん等ワクチン接種事業補助金や妊婦健診補助金の普通交付税化などにより総額で5億9,179万6,000円といたしております。

次に、46ページでございます。

46ページの65款財産収入につきましては、基金利子と土地売払金等で総額6,618万3,000円といたしました。

次に、48ページでございますけれども、70款の寄附金につきましては、科目維持とし、75款の繰入金につきましては、それぞれの行政需要に対応するために、不足する部分は基金で補てんをすることといたします。坂崎小学校大規模改造事業等のための教育施設整備基金から4,000万円、経常経理等の不足を補てんするための財政調整基金から11億3,836万8,000円を繰り入れし、その他特別会計からの繰入金を含め、総額で対前年度比43.3%減の12億42万6,000円といたしております。

次に、51ページでございます。

80款の繰越金につきましては、前年度と同額の3億円とし、50ページから57ページにわたります85款の諸収入につきましては、小中学校の給食費が主な収入で、ほぼ前年度並みの総額4億2,927万5,000円といたしております。

続きまして、56ページでございます。

90款の町債につきましては、今回は借り入れしないこととしまして、財政の健全性の確保に努めてまいります。

以上が25年度一般会計の当初予算の歳入でございます。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

歳出の款の総額につきましては、22ページをごらんいただきたいと思います。

予算の内容につきましては60ページからとなりますが、性質別区分に基づき説明を申し上げますので、別冊となっております平成25年度の当初予算概要の5・6ページから説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

平成25年度の一般会計予算款別・性質別一覧表を見ていただければと思います。

人件費、扶助費、公債費で構成される義務的経費につきましては、総額61億6,249万1,000円で、対前年度比1億9,383万円、3.2%増となっております。

その主な要因といたしましては、障害者福祉や子ども医療費の増などにより、扶助費が対前年度比1億4,505万9,000円、9.4%増となったことによるものでございます。

普通建設費等の投資的経費につきましては、総額7億5,191万1,000円で、対前年度比

11億2,898万3,000円、60%の減となっております。

その主な要因といたしましては、相見駅自由通路建設に係る事業、国営かんがい排水事業の新矢作川用水地区負担金、防災行政無線デジタル化整備事業が終了したことによるものでございます。

そのうち普通建設事業につきましては、坂崎小学校大規模改造事業、高規格救急車整備事業、総合窓口設置事業、道路新設改良事業（野場横落線、岩堀郷中1号線）等、生活道路の整備事業が主なものでございます。

その他の物件費、維持補修費、補助費等などの経費につきましては、総額52億6,922万6,000円で、対前年度比5,484万7,000円、1%の減となっております。物件費の主な増加要因といたしましては、固定資産評価替えに伴う委託料の増によるもので、維持補修費の主な減少要因といたしましては、庁舎維持補修費やハッピーネス・ヒル・幸田の施設修繕の減によるもので、補助費等の主な減少要因といたしましては、岡崎市へのごみ処理業務及び燃やすごみ処理運搬業務委託料の減によるものであります。

以上が平成25年度幸田町一般会計予算の概要でございます。

続きまして、第20号議案でございますけれども、平成25年度幸田町土地取得特別会計予算につきましては、153ページからです。よろしくお願いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ4,480万6,000円と定めるものであります。対前年度比795万1,000円、15.1%の減少となっております。幸田駅前保有土地売り払いによる一般会計の繰出金が歳出の主なものでございます。

続きまして、第21号議案 平成25年度幸田町国民健康保険特別会計予算につきましては、181ページからごらんいただきたいと思いますけれども、第1条、歳入歳出予算につきましては、歳入歳出それぞれ30億3,113万円と定めるものであります。対前年度比2,842万1,000円、0.9%の増加となっております。増加の主な要因といたしましては、後期高齢者支援金の増加見込みによるものでございます。

続きまして22号議案、225ページからでございますけれども、平成25年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ2億6,813万1,000円と定めるものであります。対前年度比1,085万3,000円、3.9%の減少となっております。減少の主な要因といたしましては、システム機器の更新が完了したことによる減を見込んだものでございます。

続きまして、第23号議案 平成25年度幸田町介護保険特別会計予算であります。253ページからということでございます。

第1条、歳入歳出予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ13億9,702万1,000円と定めるものであります。対前年度比4,651万5,000円、3.4%の増加となっております。増加の主な要因といたしましては、介護サービス給付費の増加を見込んだものであります。

続きまして、第24号議案であります。293ページからでございますけれども、平成25年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算であります。

第1条、歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ1億8,715万4,000円

と定めるものであります。対前年度比 3 億4,052万5,000円、64.5%の減少となっております。減少の主な要因といたしましては、大型物件の移転補償費を国の補正により24年度補正対応としたことによる減によるものでございます。

第 2 条でありますけれども、地方債につきましては、296ページ、第 2 表のとおり、幸田駅前土地区画整理事業で建物などの移転補償費に2,700万円を予定いたしております。

続きまして、第25号議案、325ページからになりますけれども、平成25年度幸田町農魚集落排水事業特別会計予算についてでございます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ 3 億8,250万4,000円と定めるものであります。対前年度比1,220万6,000円、3.3%の増加となっております。増加の主な要因といたしましては、管路の補修等の増によるものであります。

続きまして、第26号議案、357ページになりますけれども、平成25年度幸田町下水道事業特別会計予算についてでございます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ 7 億91万円と定めるものであります。対前年度比8,679万1,000円、14.1%の増加となっております。増加の主な要因といたしましては、三つの土地区画整理組合の実施設計と整備の開始によるものであります。

第 2 条、地方債につきましては、360ページ、第 2 表のとおり、流域下水道事業で1,150万円を予定いたしております。

次に、最後になりますけれども、第27号議案、385ページからでありますけれども、平成25年度、幸田町水道事業会計予算についてでございます。

収益的収入につきましては 6 億8,096万2,000円を計上し、収益的支出につきましては 6 億7,950万3,000円を計上し、収益的収支差し引きは145万9,000円といたしております。

次に、資本的収入につきましては、2 億1,166万4,000円を計上し、資本的支出につきましては 3 億7,531万3,000円といたしております。永野ポンプ場更新工事、ライフライン機能の強化工事などを推進してまいります。

資本的収支における不足分 1 億6,364万9,000円は、損益勘定留保資金などで補てんすることといたしました。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。よろしく御可決承認を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（池田久男君） これをもって、提案理由の説明は終わります。

質疑をされる方は、本日午後 5 時までに議案質疑通告書を議会事務局まで提出をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、3 月 5 日火曜日午前 9 時から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

ここで、1 点連絡事項がございます。

議会広報特別委員会を1時50分から第1委員会室で開催しますので、委員の方は御出席をお願いいたします。

以上であります。

皆さん、御苦労さまでした。

これにて散会といたします。

散会 午後1時41分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成25年3月1日

議 長 池 田 久 男

議 員 丸 山 千代子

議 員 伊 藤 宗 次